

# 社教連会報

発行 社団法人 全国社会教育委員連合

〒100 東京都千代田区霞が関3-2-3  
国立教育会館内 TEL 03-580-0608

## 臨教審への提案と意見

# 今後の社会教育の在り方についての意見

社団法人 全国社会教育委員連合 理事 佐々木 徹 郎

### 1. 社会教育の任務

これからの社会教育の分野として重要なものは二つある。その一つは在学青少年にたいする学校以外の教育学習の場の提供である。第二は高齢者婦人を含めた一般の成人に対して、高等学校以上の教育、すなわち、中等教育後の教育機会の提供である。

#### (1) 在学青少年に対する社会教育

在学青少年の教育についていえば、基本的には、青少年の社会教育の位置付けを明確にする必要がある。今まで青少年教育の中心は学校であり、社会教育は、学校教育の補完的役割を果たすものとして位置付けられて来た。しかし、これからは、青少年の教育に関して、学校、社会教育、さらに、家庭や一般社会が、どのように、役割を夫々分担するかという観点に立たなければならぬ。公的社会教育は、学校の教育課程にとられない、自主的、創造的、グループでの学習活動の場、地域の社会活動に参加し、地域の向上に貢献出来る場を提供するという機能を

重視すべきものである。この場合、とくに必要なのは、社会教育と学校や地域社会との密接な連携である。

#### (2) 一般成人に対する教育学習の場の提供

社会教育は、大学などの高等教育機関、専修学校や各種学校、民間の各種のカルチャ・センターなどとならぬ中等教育以後の教育においてますます重要な役割を担うしなければならぬ。このなかで個人であるいはグループで学習活動を行なうための施設として、図書館、博物館などの専門的社会教育施設や文化施設の拡充、設備の近代化が必要である。

また中等以後の教育については、各々の教育や学習組織は互いに連携しながら機能分担をしなければならぬが、公的社会教育において展開される教育学習活動の重点は、学習の指導者養成や、地域の連帯を進展させたり住民の共通の課題を解決する為の学習、また社会的に恵まれない立場にある人々への学習の機会提供などにおかれるべきではないかと思われる。

### 2. 社会教育と学校の相互乗り入れ

#### (1) 高等学校までの学校

従来から行なわれて来た学校施設の社会教育への利用を一層促進するため、社会教育活動にも利用できるように学校の建築基準の弾力化をはかるなどの施策が望まれる。また、学校の学習活動において、社会教育施設を利用したり、地域の生活課題解決の問題を取り上げることを促進し、また特に小学校や中学校などの学校や社会教育機関などの教育学習施設の有機的結びつきを計り、青少年から成人を網羅した日常生活の場での教育体制、地域教育体系の組織化を提案したい。

#### (2) 大学教育の開放

中等教育以後の教育において、重要な役割を果たす大学は、学問研究の成果にもとづく高度な内容の知識や情報を単に正規の学生に教授するだけでなく、一般社会にも提供すべき責任がある。大学は一般成人のため大学開放活動を活発にし、資格や単位の授与もでき



るような体制をとることが望まれる。既に、地方自治体が大学と協力して、社会教育において大きな成果を挙げている例があるが、大学開放はこれからの成人教育の柱のひとつにならなければならない。広域範囲のサービスを目的とする放送大学とならんで、地域での研究成果を地域住民にも提供することのできるよう、地方の大学の開放が強く要望される。

### 3. 公民館を中核とした 地域社会教育体制の確立

住民の連帯感をそだて、よりよい地域社会の形成に参加させることは、今までにも増して重要となってきたが、そのためにも、日常生活の場での学習活動の発展を計ることが大切である。このために、公民館を中核とした、地域社会教育体制の確立を提案する。学校区にならない、地域の学校や社会教育施設などを網羅した社会教育区（仮称）を設定し、その中核に公民館をおく。この中核公民館は、従来のように講座開設、集会の場の提供の機能の他に、他の社会教育施設や学校、福祉事務所や保健所などの住民サービス組織、地域住民団体、社会教育関係団体との連絡や援助の機能、ニューメディアなどを利用した住民にたいする生涯教育情報や生活情報の提供など、巾の広いしかも多様な要求をもつ乳児から高齢者

に至るまでの地域住民の学習や社会活動のセンターとすべきである。

### 4. 社会教育指導体制の 確立

#### (1) 社会教育委員

昭和24年に社会教育法が施行になり社会教育委員制度が設けられたが、これは、先進諸国にもあまり例のない、優れた制度である。ところが、社会教育委員は必置ではない。この為もあって、つい四、五年前まで、社会教育委員を置かない町村もあった。また、たとえ社会教育委員制度を設けたにして

その活用状況は貧弱である。会合も少なく、社会教育について諮問をしたり、社会教育計画の策定を依頼する市町村はすくない。これは社会教育委員制度についての市町村の理解の不足と社会教育委員の独任制から由来すると思われる。社会教育の主体はあくまでも住民であるので、社会教育委員を必置制にしたり独任制を合議制に改めたりすることなどによって、社会教育委員制度を強化することが必要である。

#### (2) 社会教育関係職員

教育関係の専門職員としての社会教育主事の地位や身分の位置付けが、未

だに不十分である。さらに、社会教育主事の資格取得のための教育組織が不足している。また資格取得後の研修体制が極めて不十分であるので、その資格基準を教員なみに引き上げること、社会教育主事、学芸員、司書など、社会教育専門職員養成体制の一段の発展を望みたい。この為に大学や大学院を整備して、社会教育関係職員の養成、資格取得や再教育の体制を充実すること、教員に社会教育関係職員資格取得を奨励すること、また社会教育関係職員と教育との人事交流を促進することなどが必要である。

## 社会教育指導者の整備拡充を要望

財団法人

全日本社会教育連合会

理事長

長谷川

和夫

### 社会教育主事の役割

社会教育主事には、社会教育に関する高度の専門的な知識と技術が必要である。特に市町村の社会教育主事は住民の自発的な学習を助成し、その地域における社会教育活動を推進するため世話役であるから住民の学習の協力者として重要な役割を果たしてきている。

### 社会教育主事未設置教育 委員会が五六四ある

昭和34年の社会教育改正法<sup>注</sup>によって市町村教育委員会も社会教育主事を設置することを義務づけられているにもかかわらず現在まで社会教育主事を設置していない市町村教育委員会は五六四にのぼり全国の教育委員会三、三三五の六分の一を上廻っている。

教育委員会には専任社会教育主事は何人配置されているか

町	都道府県		教育委員会数	社教主事数	一教委当り人数
	市(区)	府 県			
二、〇六四	六〇四	四七		一、〇八四人	一・八人
				六六五人	一四・一人
				二、一七七人	一・一人



### 公民館主事の役割

公民館は基本的には日常生活圏内の専任公民館主事の設置数と公民館

住民を対象とする社会教育施設であるから地域の实情に即して住民への情報資料の提示、相談事業の実施等住民の

多様な要求に対して公民館主事はその中核的な役割を果たすことが望まれる。

- (1) 社会教育法第二七条を改正して、館長とともに主事を義務設置とし、職務内容を明確にする。
- (2) 社会教育法第五章公民館に一条を新設して館長ならびに主事の任用資格を明確にする。

館数	計	市(区)	町	村	組合・法人
一七、二二二	一七、二二二	七、二八五	七、九三八	一、九七一	二八館
〇	一二、三八三	四、七三三	六、〇二八	一、六〇〇	二二
一	三、三一六	一、七三八	一、二九三	二八一	四
二	八九四	五〇〇	三三八	五六	〇
三	三三〇	一五九	一四六	二五	〇
四	一四六	六六	七四	六	〇
五	七六	四一	三三	二	〇
六	七一	四三	二五	一	〇
六人、十人	六	五	一	〇	二
十一人以上					

### 公民館主事未設置の公民館が多い

公民館の総数は全国で一七、二二二館で、そのうち公民館主事が全く未設置の公民館が一、二、三、三三館、すなわ

ち七一・九%である。公民館主事の配置

公民館主事の総数は七、六〇八人、一館当り平均〇・四四人という低率である。

館数	計	市(区)	町	村	組合・法人
一七、二二二	一七、二二二	七、二八五	七、九三八	一、九七一	二八
主事数	七、六〇八人	四、〇三八人	三、〇四二人	五〇八人	二八人
一館当り人数	〇・四四人	〇・五五人	〇・三八八人	〇・二六八人	一・〇〇人

### 社会教育主事の拡充

社会教育主事は社会教育法第九条二によって都道府県および市町村教育委員会事務所に置くことが義務づけられている。しかもその附則と施行令によって現在は人口一万未満の市町村については設置の猶予が認められている。

また、人口一万以上の市町村については人口規模に応じた数の設置が要望されている。社会教育主事の拡充をはかるためには次の課題を検討する必要がある。

- (1) 社会教育法第九条二の附則「人口一万未満の市町村に認めている

### 社会教育主事の設置猶予を撤廃すること。

- (2) 市町村人口規模別の複数設置制強化。
- (3) 社会教育主事未設置の市町村の解消。
- (4) 社会教育主事講習ならびに大学における単位履修による養成の強化。

### 公民館主事の設置促進

公民館主事は社会教育法第二七条の規定によって設置されるが、あくまで任意設置である。しかも職務の専門性は明確を欠き、任用規定も定められていない。

公民館必置の主事の設置を推進するために次の課題を検討する必要がある。

臨教審への提案と意見について  
ここに掲げた「今後の社会教育の在り方についての意見」、「社会教育指導者の整備拡充を要望」、「社会教育の推進に関する提言」の三編の提言と意見は、臨教審へ提出した提案の要旨を参考までに掲載したものです。

臨教審岡本会長より、審議会の教育改革についての審議に資するため、関係団体からできる限り具体的な提案を意見等をお聴かせ願いたいとの依頼が前記の三団体に対してありました。意見聴取は去る三月六日(水)に総理府講堂において臨教審委員、同専門委員を前にそれぞれ発表いたしました。なお、社教連の発表者の佐々木徹郎理事は宮城県社会教育委員連絡協議会々長、東北大学教授であります。他の二団体も社教連とは密接な関係にあり、こんごの社会教育活動を進めていくうえに参考になると考えて、あえて掲載した次第です。(事務局)



# 社会教育の推進に関する提言

社会教育団体振興協議会 幹事 宮 永次雄

## 1. 提言者の立場

◆「社会教育団体振興協議会」を構成している団体は、現在四七に及んでいます。それぞれの活動内容は多岐にわたっていますし、団体の規模も大小さまざまです。

◆共通していることは  
① 総べての団体がそれぞれの力に応じて努力を重ねている民間団体であること。  
② ほとんどの団体が積極的な事業推進に堪える足腰の強さを欠いていることです。

◆このような団体の連合ともいふべき振興協議会に共通する課題は何か。そんな立場から次の提言をさせていただきます。

## 2. 第一の提言は「社会教育の土壌を培う」とであります。

◆教育の近代化を進めてきた明治教育以来一〇〇年の課題は、総べてを学校教育にゆだねすぎて来たことにあると思います。車の車輪にもたとえられる学校教育と社会教育、その中の重要なひとつが、あまりにも軽く扱われてきた事実です。社会教育を推進するための施策は、学校教育のそれにくらべて、まことに立ち遅れていると言わざるを得ません。

◆「生涯教育」の考え方を強く提唱されている今日、教育行政の立場から

もつと力をつくして本格的に社会教育の土壌を培うことに力を指向していかねばなりません。土壌を培うということは社会教育実践のための条件を整備することです。

◆社会教育の土壌を培うための重要な具体的施策は  
(1) 社会教育実践の「場」を整備すること――

言葉で代えれば「社会教育施設の充実」であります。公民館や図書館、博物館、その他青少年、婦人等を対象とした多彩な学習実践のための近代的施設を全国的に完備して欲しいということですが、やっとな緒にしたいといえ、まだまだ行政として、この「場」の整備充実には一段と本格的な精力の注入が望まれてなりません。

(2) 社会教育指導者の育成強化に積極的な施策を講ずること――

いわば「人」の問題です。「場」の問題と共に「人」の問題についても本格的施策を希求したいと思えます。よき相談相手となり、リーダーとなる指導者の存在が、あらゆる社会教育の大切な源泉になるからです。学校教育における教師の存在が不可欠なように社会教育における社会教育

主事や公民館主事さらに学芸員や司書等の専門職員とともに、学習者の需要に応えるリーダーや相談員の果たす役割はまことに大きいのであります。

◆この指導者の育成と配置は、条件整備の重要な要素として、どうしても行政の措置に期待せざるを得ません。現状をつぶさに見た場合、この分野の施策はまだ断じて満足すべき実態ではないのです。

## 3. 第二の提言は「民間の活力」を積極的に伸ばさせることです。

◆多岐にわたる社会教育関係の活動を通観すると、色濃く行政が関った事業とそうでないものがあります。学校の義務教育などは違つて、社会教育の分野ではむしろ民間の自主的な活動にゆだねることが効果的な場合も少なくありません。行政は後から静かに応援しながら事業を進める

―そのことによって目指す成果を達成できるのです。あらゆる社会教育活動でボランティアや民間社会教育団体の果たしている大きい役割をあらためて見直していただきたいと思えます。

◆そのような民間主導型の社会教育活動こそ、いわゆる行政主導型の教育の硬直化を防ぎ、教育の弾力化、自

由化を促進することになると信じます。

◆とはいえ、民間の社会教育団体の多くは、財政基盤も弱く、重要な社会教育事業の遂行に支障をきたしているのが実態です。

◆従来国から「事業補助」のための経費が支出されているのもそのためですが、最近の厳しい財政事情で漸減の方向にあるのは誠に遺憾といわざるを得ません。むしろこの種の事業推進に対しては本格的な施策が樹立されて然るべきだと考えます。

◆その具体策として次の第三の提言を捧げたいと思えます。

## 4. 第三の提言として「社会教育振興財団」(仮称)の設立を希求いたします。

◆この財団は「民間の活力を積極的に伸ばさせる」ためのものです。

◆従つて財団の設立には、行政と共に民間の企業その他に財源を求め、その運用は民間にゆだねられるものにするべきだと思います。

◆そして民間の社会教育団体の自由な活動を促進することとし、今後の健全な社会教育の伸長を期するものとします。

◆いうまでもなく教育はひとりひとりの能力開発を目指すとともに、民族の持つ文化創造の力と道徳的エネルギーを、その根源において培うものであります。そのための事業活動を一体となつて推進する確固たる「財団」の設立を心から希求いたします。



第27回(昭和60年度)

全国社会教育研究大会開催要項

◆趣旨

全国の社会教育委員をはじめ、社会教育行政の担当者及び社会教育関係諸団体の会員等が一堂に会し、各地域における社会教育活動の状況や研究の成果を交流し合い、生涯教育の観点にたつて社会教育の課題の解決をめざし、研究協議する。

◆研究主題

21世紀へ向けての社会教育のあり方を考える

◆会期

昭和60年9月11日(水)・12日(木)・13日(金)

◆主会場

長崎市公会堂

◆主催

社団法人 全国社会教育委員連合、九州ブロック社会教育委員連絡協議会、長崎県社会教育委員連絡協議会、長崎県教育委員会、長崎市教育委員会

◆参加者

都道府県、指定都市、市町村社会教育委員並びに教育委員、教育長、社会教育行政担当職員、社会教育関係施設職員、社会教育関係団体会員

◆分科会と分科会主題

第1分科会 青少年教育◎地域における青少年活動の活発化の方策を考える。

第2分科会 婦人教育◎婦人教育の拡充と地域活動の方策を考える。

第3分科会 成人教育◎地域課題の解決を目指す成人教育の方策を考える。

第4分科会 高齢者教育◎高齢者の生きがいをもつ活動の方策を考える。

第5分科会 家庭教育◎これからの家庭教育の充実のための方策を考える。

第6分科会 障害者教育◎障害者に対する

する学習機会の提供の方策を考える。

第7分科会 同和教育◎人権を尊重し差別のない明るい社会の実現をめざす社会同和教育の方策を考える。

第8分科会 地域文化活動◎地域に根ざすふるさと文化の継承と創造の方策を考える。

第9分科会 施設活動◎生涯学習の拠点・施設づくりの方策を考える。

第10分科会 社会教育行政◎生涯教育を推進する社会教育行政の体制の整備についての方策を考える。

地区研究大会へ参加しよう

★北海道地区研究大会

期日 9月5日(水)・6日(木)

会場 七飯町字大沼町

研修主題 北海道大沼婦人会館ほか

社会教育の推進と社会教育委員の果たすべき役割を考える。

分科会1〜6、シンポジウム、講演等を実施する。

★東北地区研究大会

期日 9月5日(水)〜6日(木)

★盛岡市中央公民館

研究主題 生涯教育の観点にたつて、社会教育の今日的課題に対処する

社会教育委員の果たす役割。

分科会1〜4、シンポジウム、講演、懇親会等を実施する。

★関東甲信越静地区研究大会

期日 9月6日(金)〜7日(土)

会場 千葉県鴨川市鴨川グランドホテル

研究主題 高齢化社会における生涯

教育のあり方と社会教育委員の果たすべき役割について考える。

分科会1〜5、基調講演、パネル討議等が行なわれる。

★東海北陸地区研究大会

期日 9月26日(水)〜27日(木)

会場 三重県桑名郡長島町 グラ

ン パー長島温泉

研究主題 生涯学習の時代に応え、地域に根ざす社会教育の在り方を考える。

分科会1〜6、表彰式、記念講演、表彰式、アトラクション等を実施。

★近畿地区研究大会

期日 7月11日(水)〜12日(木)

会場 奈良県文化会館

研究主題 生涯教育の観点にたつて、社会教育の今日的課題と社会教育委員の任務と役割について考える。

分科会1〜5、記念講演等を実施。

★中国・四国地区研究大会

期日 6月4日(水)〜5日(木)

会場 島根県民会館他

研究主題 生涯学習の観点にたつて、住民の自己教育力の育成をはかる

社会教育のあり方を考える。

分科会1〜4、記念講演 講師中村元(東京大学名誉教授)、パネルディスカッション、映画上映等を実施する。



北から南から

北海道社連協の活動概要

全道の社会教育委員の連携をはかり社会教育の振興発展に寄与することを目的に、昭和31年9月に社会教育関係の18団体加盟のもとに本会が創立されました。

明年は創立30周年を迎えることとなりますが、現在、道内二一二の全市町村が加盟、三千名を超える会員数となり、年毎に事業内容も充実され、活発な活動を展開しつつあります。

本年度の主な事業は次のようになっておりますが、多くの成果をあげ得るようその推進に全力をつくしていきたいと思っております。

1. 各種会議

- (1) 総会 (60年5月10日)
- (2) 理事会 (定例 年4回)
- (3) 各社会教育団体との協議会
- (4) 北海道教育委員会との懇話会

2. 社会教育振興対策事項

- (1) 全国社教連、全国公民館連合会 同振興市町村長連盟との連携
- (2) 国庫補助金増額運動実施

北海道教育委員会並びに各市町村教育委員会に対する要請

第4回全道市町村社会教育委員長等研究協議会並びに第39回全

道社会教育研修大会(兼、全国社教連北海道ブロック大会)開催についての協力要請

○全道大会決議事項実現についての協力要請

○道費補助金の増額要請

○道立社会教育総合センターの早期建設についての要請

3. 組織強化事項

(1) 各管内社連協の充実強化についての協力と提携

○各管内研修事業に対する補助

○各管内の活動状況報告

(2) 各管内社連協、各市町村教育委員会に対する協力要請

○会費の早期納入

○社教連寄付金応募の要請

(3) 広報活動

○機関紙発行(年3回)

○社会教育資料発行

4. 研修事項

(1) 全道市町村社会教育委員長等研究協議会開催

(2) 北海道社会教育研修大会(兼、全道社教連北海道ブロック大会)開催

(3) 全国社会教育研修大会参加促進

(4) 各管内社連協研修大会

(5) 各管内社教主事研修会開催

この外、表彰事項及び社会教育諸団体との連携事項については省略します。

新潟県「県社連」の活動状況と今後の方向

新潟県社会教育委員連絡協議会は、昭和三八年に発足した。以来、社会教育委員相互の連絡提携を緊密に行い、社会教育の発展に寄与することを活動目的として、着実な歩みが続けてきた。

会員数は、県下一一市町村の社会教育委員全員(現在は欠員があり、条約定数より少ない)と、県の社会教育委員で合計九七七人である。

昭和五九年度は、生涯教育の観点に立った社会教育の推進に果たす社会教育委員の役割について研修等を進めるため、次の事業を実施してきた。

- 一 常任理事会 二回(うち一回は代表者会に変更)
- 二 評議員会 一回(議決機関)
- 三 第四回青少年教育研究会(社会教育委員の職務の一つである特定事項に関する研究会) 一泊二日
- 四 第二〇回市町村社会教育委員研究大会(県教育委員会と共催) 一泊二日

- 五 「会報」及び「県社連」の発行
- 六 社会教育委員表彰(県社連表彰規程による)
- 七 地区別研究集会(上越地区、中越地区、下越地区、佐渡地区)

研修等の事業を通して社会教育委員

の役割意識は年々高まり、研修会の協議のときなどには、熱気ある発言も多く出されている。しかし、全県規模の研究大会(青少年教育研究会、県市町村社会教育委員研究大会)への参加者は、全市町村に及んでいない現状である。

今後の方向

生涯学習への県民意識の高まりにこたえ、社会教育委員がどのように対応し、その役割を果たすべきかについての研修の積み上げが必要となる。このため、市町村における委員それぞれの実践の積み上げが基本となることから、市町村段階での取組みを一層強めることが大切である。

また、地区段階での研修である地区別社会教育委員研究集会の内容の充実と参加者の拡大が必要である。

更に全県規模の研究大会(前述の二事業)の研修内容の充実と参加者の拡大について検討を加える必要がある。

最近の厳しい財政事情は、社会教育委員の研修活動に影響を与えている。したがって、各方面への協力を働きかけるとともに、会員及び組織をあげての自助努力も求められてくるものと考えられる。





愛媛県市町村社教連の主な事業と課題

一 組織等

愛媛県市町村社会教育委員連絡協議会は、社会教育法の趣旨をふまえ、市町村の社会教育委員相互の協調を図り、社会教育諸問題の研究を推進し、もって社会教育の振興に寄与することを目的として昭和五十一年八月に結成された。現在、県内の一二市、四四町、一四村の社会教育委員八四九名によって組織されている。

本会の代表者は、各市及び各郡社会教育委員の代表者二三名をもって構成し、役員を選任(会長等)、事業計画、予算の決定並びに決算の承認等を行うほか、次の事業を行うこととしている。

- (一) 社会教育に関する相互の連絡
- (二) 社会教育振興のため必要な調査研究
- (三) 社会教育委員の資質向上のための研修会・講習会
- (四) その他、目的達成のために必要な事業

二 昭和五九年度主要事業

(一) 社会教育委員ハンドブックの作成  
毎年、市町村ごとの委員定数・現数・氏名・報酬・公民館運営審議会委員との併任状況・任期・会議の開催回数、事業計画等を調査し、概要をまとめて全社会教育委員に配布。

(二) 社会教育資料の配布

- 全国大会の分科会速報・大会宣言等を各市町村教育委員会へ配布。
- 全社連発行「社教情報」を県社教連で購入し、全市町村へ配布。
- 「市町村における社会教育委員の活動」(全日本社会教育連合会発行)を第七回中国四国地区社会教育研究大会参加者全員に配布。
- (三) 第七回中国四国地区社会教育研究大会(愛媛大会)の開催(松山市) 昭和五九年六月八・九日の両日、中国・四国各県の社会教育関係者五六〇名の参加を得て実施。
- 三 今後の課題と取り組み
- 生涯学習の時代を迎え、社会教育委員の役割がますます重要になっていく今日、社会教育委員の役割や活動状況について情報交換をする。
- 「国連婦人の一〇年」を迎え、地方行政の各種審議会・委員会等へ婦人の積極的登用が期待されていると、さらに婦人社会教育委員の登用を推進する。

○ 第七回中国四国地区愛媛大会の成果をふまえ、県の生涯教育の推進と連携して市町村における生涯教育の推進体制の確立に努める。

○ 全国・ブロック大会に参加する委員が少なくない。市町村社教連の活動の活性化を図るため、大会等研修の機会と場拡充及びその参加を促進する。

佐賀県社教委連の現状と課題

佐賀県社会教育委員連絡協議会は、昭和四六年一月に組織され、昭和五九年度の委員は五三五名である。

○ 財源

- 自主財源
- 市町村会費・・・一四万円
- 県委員分・・・七万円
- 補助金
- 公民館振興市町村長連盟県支部

財源が非常に乏しいので、本会の活動はあまり活発とはいえない。

○ 事業

昭和五九年度から年間テーマを設けて活動している。年間テーマは、九州ブロック研究大会へつなげ、発展させるといふ意味から同研究大会と同一のテーマを設けている。

県全体の研修会は、総会終了後に講演会を開催している。テーマは社会教育委員の役割や障害者教育・青少年教育をはじめ、時宜を得た主題を設けて行っているが、昭和五九年度は、行革や臨教審との関連を含めて、「最近の政治と教育」のテーマで実施した。

地区別研修会は、県内を教育事務所毎の五地区に分けて、年間二・三回行っている。研修内容としては、各地区とも講演会・研究発表・実践交流・先進地研修等社会教育委員としての職務

遂行上必要とされる事項を取り上げていく。

その他、県全体の研修の機会が少ない事を補完する意味から、県公民館研究大会への積極的な参加を呼びかけている。

○ 今後の課題

- 組織の充実
- 本会と五地区社教委連との資料及び情報の交換を含めた連絡を一層密にして組織の活性化を図る。
- 研修の充実
- 年一回の研修会をさらに充実して、より多数の参加を図る。

地区別研修会においては、地域の実情に応じた、きめ細かな内容の研修を行い、行政と地域のパイプ役としての委員の資質の向上を図る。

● 全国社会教育委員連合基本金の納入  
● 未納入市町村は解消しつつあるが、新委員の納入については、思うにまかせない状況にあるので、折に触れてお願いをしていく。

新編 社会教育委員必携

現代の社会教育における社会教育委員の意義と役割を解説。

最新の指定統計により内容を改訂。

価八〇〇円 二二五〇円

(財)全日本社会教育連合会刊



(社) 全国社会教育委員連合編

# 市町村社会教育委員設置状況一覽

B 5 判・125 頁・定価 1200 円・〒 250 円

各市町村の社会教育委員の定数、1号・2号・3号委員の比率、年間の会議開催回数、報酬の額および支給の方法等を詳細に調査したもので、市町村教育委員会が委員の委嘱・運営の参考に1冊はぜひ具えてほしい好資料

(財) 全日本社会教育連合会

(購入申込先) 〒100 東京都千代田区霞が関3-2-3 国立教育会館内  
TEL 03-580-0608 郵便振替 東京-178735

## 第11回欧州社会教育視察団のご案内

期 日：昭和60年10月22日(火)～11月4日(月) 14日間

費 用：¥ 630,000- (お一人あたり)

日 程：ロンドン(英国)・ウィーン(オーストリア)・ミュンヘン(西ドイツ)・チューリッヒ(スイス)・パリ(フランス)の5か国

訪問予定先：成人教育学校、スポーツセンター、健康公園、青少年余暇センター、子供の村、青年の家、等

お問い合わせ先・ご案内パンフレット希望の方は、**社全国社会教育委員連合**へご連絡下さい。

〒100 千代田区霞ヶ関3-2-3 国立教育会館内  
Tel : 03-580-0608

## ◆雑誌 **社会教育** 定期購読のお薦め

☆雑誌「社会教育」は誌歴40年を持つ社会教育専門月刊誌です。毎号、今日的重要課題を特集、研究論文、事例、最新の情報を満載。社会教育委員活動を行う際の伴侶として、ご購読をお薦めします。

### 特集項目 昭和60年

(項目は変更される事もあります)

- |     |           |      |              |
|-----|-----------|------|--------------|
| 1月  | 市町村の生涯教育  | 6月   | 生涯学習に対応する公民館 |
| 2月  | 地域の文化を育てる | 7月   | 学社連携を考える     |
| 3月  | 成人教育事業の開発 | 8月   | 少年教室         |
| 4月  | 国際青年年     | 9月   | 高齢者の学習課題     |
| ※5月 | 戦後社会教育40年 | ※10月 | 生涯学習とプログラム   |

定価 普通号 450円〒50 ※は増大号 880円〒65      ご注文は本会又は書店へ

キ リ ト ル

○昭和 年 月号より

- A. 一年分 (6,890円)
- B. 半年分 (3,445円) 送料共

○代金は 月 日に下記へ支払います。

- ア. 富士銀行虎の門支店 当座 4977
- イ. 郵便振替 東京0-178735
- ウ. 現金書留

○住所〒

○氏名

○TEL

以上のとおり「社会教育」購読を申込みます。

○申込月日 昭和 年 月 日

〒100 東京都千代田区霞が関3-2-3 国立教育会館内 (財) 全日本社会教育連合会 御中